

「建設業許可申請の手引き」の改正について

令和6年3月26日
奈良県 建設業・契約管理課

適用

令和6年4月1日より適用します。

主な改正点

- 1 課名が変更になりましたので、「建設業・契約管理課」を全て「建設産業課」に置換しました。
- 2 経営業務管理責任者にかかる補佐経験について、必要書類を整理して記載しました。
- 3 経営業務管理責任者にかかる令3条使用人の経験について、記述を整理しました。
- 4 経営業務管理責任者にかかる経験期間中の常勤性について、これまで提出を求めていた書類を明文化して記載しました。
- 5 経営業務管理責任者及び専任技術者にかかる健康保険被扶養者であった期間の取り扱いについて、整理して記載しました。
- 6 二以上の事業所に勤務する者にかかる常勤性の認定について、整理して記載しました。
- 7 変更等届出事項とその提出期限について、以下の項目の記述を整理しました。
 - (1)電話番号の変更についても届出が必要である旨の記載
 - (2)株主の変更の場合、株主(出資者)調書(様式第14号)の提出が必要である旨の記載

- 8 納税証明書の対象となる事業年等について、整理して記載しました。
- 9 許可申請に必要な書類一覧について、以下の項目の記載を整理しました。
 - (1)事業承継・相続にかかる様式の一部は新規等申請の様式を流用して差し支えない旨の記載
 - (2)様式第12号について、様式第7号別紙1(経営業務管理責任者分)にて記載している者については作成不要の旨を記載。
- 10 1~9にかかる変更によりページずれが生じるため、ページ番号に関する記載について、調整を行いました。